



大船渡労働基準署 ニュース

令和6年6月号



初夏の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

署長挨拶

新緑まぶしい季節の訪れからひと月ほど経ちました。会員のみなさまはいかがお過ごしでしょうか。

この号がみなさまのお手元に届くころには全国安全週間準備月間（6月1日から6月30日）を迎えていることと思います。令和6年度のスローガンは「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」です。近年は中高年齢の労働者が増えていることもあり、事業場内で転倒し骨折する災害が全国的に増加傾向にあります。転倒の原因には「滑り」や「つまずき」などがありますが、「滑り」について、履いている靴の靴底がすり減っていると転倒する危険が高まるところ、従業員が履いている靴のすり減り具合を定期的に点検している事業場はあまり多くないと思います。全国安全週間準備期間における取組みとして、従業員が履いている靴の靴底の状態のチェックを加えてみてはいかがでしょうか。

◆ 6月は全国安全週間の準備期間です

全国安全週間は7月1日～7日です。6月は全国安全週間の準備期間となっています。今年度のスローガンは「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」です。



厚労省ホームページ



中災防ホームページ



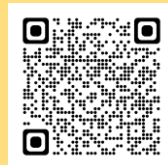
労務管理のポイント（フリーランスの取引に関する新しい法律）

フリーランスの取引に関して、新しい法律ができました。この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、**①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と②フリーランスの方の就業環境の整備**を図ることを目的としています。

フリーランスとの取引において、発注事業者には、業務委託をした場合の、**書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示**することや発注した物品等を受け取った日から数えて**60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う**こと等の義務(*)が課されます。

※発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

詳しくは、関係リーフレットをご確認ください。



関係リーフレット

◆ 高齢労働者の労働災害増加 ◆

60歳以上の労働者について、休業4日以上
の労働災害発生件数は増加傾向にあります。
発生している労働災害のうち、**転倒、墜落
災害の発生率が高く、女性で顕著**となっ
ています。

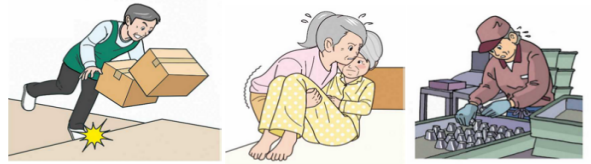
加齢に伴う、**身体機能の低下**が高年齢労働
者の労働災害件数増加の要因のひとつであ
ると考えられます。

高年齢労働者の労働人口はこれから増加す
ることが見込まれることから、**労働災害を防
止し、高年齢労働者が安心して働ける職場環
境の改善が重要**となります。

職場環境の改善に向けた取組を行うにあ
たっては「**エイジフレンドリーガイドライン**」
を参考にしましょう。

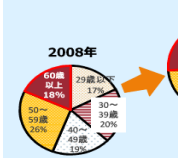
エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」
(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

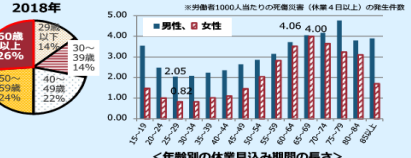


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業
をはじめとする第三次産業で増加しています。
こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾
向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜
落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



高齢者は身体機能が低下すること等により、
若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も
長期化しやすいことが分っています。
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人
を含めすべての働く人の労働災害防止を図る
ためにも、**職場環境改善の取組が重要**です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させること
のある事業者においても、雇用契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行っ
てください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約800人が4日以上仕事を休んでいます。



準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

| | |
|--------------------------------------|---------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立 | 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立 |
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備 | JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検 |
| <input type="checkbox"/> 作業計画の策定 | 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定 |
| <input type="checkbox"/> 設備対策の検討 | 暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討 |
| <input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討 | 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討 |
| <input type="checkbox"/> 服装の検討 | 透湿性と通気性の良い服装を準備。送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討 |
| <input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認 | 緊急時の対応を確認し、労働者に周知 |
| <input type="checkbox"/> 教育研修の実施 | 管理者、労働者に対する教育を実施 |

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国製菓業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係庁庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R6.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
- 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境値）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

| | |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減 | 準備期間に検討した設備対策を実施 |
| <input type="checkbox"/> 休憩場所の整備 | 準備期間に検討した休憩場所を設置 |
| <input type="checkbox"/> 服装 | 準備期間に検討した服装を着用 |
| <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮 | 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止 |
| <input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応 | 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意 |
| <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取 | 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮） |
| <input type="checkbox"/> ブレークリング | 作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減 |
| <input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応 | 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 |
| <input type="checkbox"/> 日常の健康管理 | 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認 |
| <input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認 | 巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導 |
| <input type="checkbox"/> 異常時の措置 | 少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない |

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

年度更新は電子申請 が便利です



令和6年度の労災保険・雇用保険の年度更新手続きは

6月3日（月）から7月10日（水）

までとなります。

年度更新申告書は5月末頃にお手元に届く予定となっておりますので、期間内に手続きをお願いいたします。

また、例年年度更新時期は監督署の混雑が予想されますので、**電子申請での手続きが便利です！**

厚生労働省 労働保険の年度更新6月3日から7月10日まで！

マイナンバーカードで
ペルシス執事